

報道各位

新潟市教育委員会

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

(1) 処分の内容

(本人)

- ①被処分者 教育委員会事務局（事案発生当時は区役所）  
60歳代 係長級職員
- ②処分内容 懲戒処分 「戒告」
- ③処分年月日 令和8年3月23日

(管理監督者)

行政上の措置として、課長級職員2名を「文書注意」とした。

(2) 処分事案の概要

区役所で管理する土地の行政財産の使用許可手続に係る事務において、令和3年度に許可申請を受け付けていたが、起案中に合議先所属から修正を指示されたにもかかわらず、被処分者がその対応を怠り、事務を行わず放置していたもの。また、申請者に対して、手続が済んでいないにもかかわらず、使用を許可する旨を口頭で回答していた。

【お問い合わせ先】

新潟市教育委員会教育総務課 主幹 戸塚  
(電話 025-226-3149)

新潟市総務部人事課 課長補佐 齋藤  
(電話 025-226-2489)